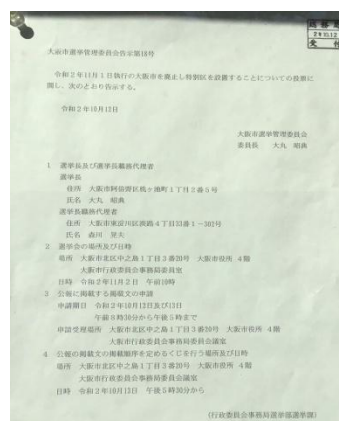


大阪市廃止の住民投票を問う

写真は大阪市役所の正面玄関前に設置された「大阪市廃止・特別区設置住民投票」の看板。次の写真は大阪市選挙管理委員会告示第18号「令和2年11月1日執行の大阪市を廃止し特別区を設置することについての投票に関し、次の通り告示する」とある。大阪市が「大阪市廃止」の是非を市民に問う、住民投票が強行される。何とも許しがたいことだ。この住民投票について、日本経済新聞12日夕刊は次のように解説している。



住民投票は、法律に基づくものと条例に基づくものがある。政策について住民の意思を問う点では同一だが、異なるのは投票結果の拘束力だ。住民投票に詳しい市民団体「国民投票/住民投票 情報室」によると、住民投票はこれまでに少なくとも1798件が行われている。地方自治体が制定した条例に基づいて行われる住民投票は1996年に初めて実施。それ以降増加傾向にあり、計420件以上だ。2019年2月、米軍普天間基地（沖縄県宜野湾市）の名護市辺野古への移設の賛否を巡り実施された県民投票などのケースがある。法的拘束力はなく住民の意思が反映されないケースもある。



これに対し、大阪都構想の是非を問う住民投票は、2012年に成立した大都市地域特別区設置法が根拠となる。投票率の規定はなく、賛成多数なら25年1月に政令指定都市である大阪市が廃止され、4特別区が設置される。反対多数と賛否同数の場合なら、大阪市は存続する。

この大阪市廃止・特別区設置の是非を問う住民投票は、コロナ禍で強行されるため、住民説明会などが大きく制約される。特別区設置法第7条2項では「関係市町村の長は、投票に際し、選挙人の理解を促進するよう、特別区設置協定書の内容について分かりやすい説明をしなければならない」としている。分かりやすい説明ができないコロナ危機のもとで、住民投票を強行するのは特別区設置法の趣旨に反するのではないか。

大阪市廃止・特別区設置という大都市制度「改革」は、住民にとって短期間に理解するのが困難であり、果たして住民投票のテーマとして、なじむのであろうか。それと、特別区設置法による住民投票では大阪市全体の5%、15万人(政令指定都市では最多)の外国籍住民には投票権がない。これで131年の歴史をもち、大阪経済と大阪市民のくらしに重大な影響をもたらす、政令指定都市・大阪市廃止を後戻りできない住民投票で決めてしまっているのだろうか。

(2020年10月14日)